

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-7 ①	介護保険課	介護保険管理課	事後	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年4月1日	II-2 ⑥	介護保険課	介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	II-3 ⑦ 使用部署	①千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課	①千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	V-2 ①	介護保険課	介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月4日	I 関連情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高石 憲一	介護保険管理課長	事後	①重要な変更にあたらない (様式改正により、課長名から役職名の表示に変更)
平成31年4月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成28年6月1日	平成31年1月4日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。 市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請 ⑤ 要介護・要支援更新認定申請 ⑥ 要介護・要支援区分変更申請 ⑦ 被保険者証の再交付 ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス・高額介護予防サービス等の支給申請 ⑩ 負担限度額認定申請 ⑪ 特例居宅介護・予防サービスの支給申請 ⑫ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑬ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。 市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請 ⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)	事前	①重要な変更に当たる
	(続き) I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑭ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑮ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑯ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	—	①システム名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 ・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(5)賦課・収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 8再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先49	—	提供先49 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先50	—	提供先50 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先51	—	提供先51 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先52	—	提供先52 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 傷病手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先53	—	提供先53 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先54	—	提供先54 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先55	—	提供先55 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 傷病手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56	—	提供先56 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	—	提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	—	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	—	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の受給者管理を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の受給者管理を行うために保有 ・地方税関係情報 :介護保険の受給者管理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 :介護保険の受給者管理を行うために保有	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	委託事項5 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	—	提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	—	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	—	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	委託事項5 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	—	提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	—	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	—	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 : 介護保険の給付管理を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 : 介護保険の給付管理を行うために保有 ・地方税関係情報 : 介護保険の給付管理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 : 介護保険の給付管理を行うために保有	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32	—	提供先32 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先33	—	提供先33 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先34	—	提供先34 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	—	提供先35 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	—	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	—	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険給付情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)認定ファイル～(4)給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<データセンタにおける措置> 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。	【紙媒体等における措置】 ・申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。 ・窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。 【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)認定ファイル～(5)賦課・収納納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	介護保険業務の文書の保存期間は5年と定められているため。	千葉市公文書管理規則により、介護保険業務の文書の保存期間を5年と定めているため。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)認定ファイル～(4)給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【介護保険システムにおける措置】 物理消去を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	【介護保険システム関連における措置】 ・保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。 ・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉砕等によりデータの復元が不可能になるようにする。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5) 賦課・収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<データセンタにおける措置> 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注: 生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。	・窓口業務等を行う部署においては、オンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。 【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注: 生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5) 賦課・収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	【介護保険システムにおける措置】 物理消去を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。② ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	【介護保険システム関連における措置】 ・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようにする。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	—	住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択に必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	①重要な変更当たる。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要な最低限の情報を特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることない。	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	①重要な変更当たる。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。 ・個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。	事前	①重要な変更当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定 個人情報の真正性確認の措置の 内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定 個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約にもとづき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残る追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が請じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】 ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が請じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が請じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】 ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が請じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。	事前	①重要な変更に当たる。
	(続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		【日本郵便への委託】 ・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、複写の禁止、適正な管理等としている。また、本特記事故項に違反していると認めた場合には、契約の解除及び損害賠償の請求をすることをできることを規定している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	・契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	事前	3 事後で足りるものの任意に事前に提出する。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載)	事後	1 経年に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<千葉市における措置> 情報セキュリティ対策に係る指導を担当する部署が、特定個人情報を取扱う部署における情報資産の取り扱いに関する内部監査を定期的に行う。また、指摘事項については優先順位を付けて順位の高いものから改善に努めている。 【主な確認項目】 ・情報セキュリティ対策のうち職員が守るべき内容を遵守する旨の誓約書の提出状況 ・不要となった情報資産の管理状況 ・特定個人情報が記載された紙(申請書等)及び電子記録媒体の管理状況 ・正規職員及び非正規職員に対するセキュリティ対策に係る教育の実施状況	<千葉市における措置> ○内部監査 「千葉市特定個人情報保護評価監査マニュアル」に基づき、評価総括部署は、全項目評価書又は重点項目評価書を作成する事務において、当該事務が当該評価書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の記載どおり運用されていることを書類確認、ヒアリングその他の方法により定期的に(原則5年間に1回以上)監査する。 監査の結果、評価総括部署が指摘した事項については、担当部署が改善に向けた対応を行うものとする。 ○「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づく確認事項 ①情報セキュリティ監査 情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する為、情報セキュリティ監査等を必要に応じて実施する。 ②情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認 ・情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び違反の発生状況について、常に確認を行うこととしている。 ・情報システム管理者は、情報システムの設定が情報セキュリティポリシーを遵守したものであるか、及び当該設定により問題が発生していないか定期的に確認する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<千葉市における措置> ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。また、情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。 ・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行う。 毎年、介護保険システムの初任者研修を実施する。	<千葉市における措置> ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。 ・正規職員を対象として、下記事項に関する研修を実施する。非正規職員等に対しては、職場内研修により下記事項に関する教育を行う。 ①情報セキュリティに関する事項(千葉市情報セキュリティ対策基準の定めによる。) ②特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項(番号法の定めによる。) ③個人情報保護に関する事項(千葉市個人情報保護事務取扱要綱の定めによる。) ・違反行為をした従業者等は、懲戒処分の指針に基づき懲戒の対象となるほか、千葉市個人情報保護条例に定める罰則が適用されることがある。 【介護保険システムにおける措置】 ・初任者を対象とした研修を毎年実施する。 ・情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。